

エメラルド STACIA PiTaPa VISA カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という）、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）の三社（以下「三社」という）が提携して発行する「エメラルド STACIA PiTaPa VISA カード」（以下「本カード」という）の三社提携によって生じる事項について特に定めるものです。なお、三社がこれまで発行した「STACIA PiTaPa VISA カード」は、本特約に定める本カードとして取り扱われます。

第2条（会員と本カードの貸与）

1. 会員とは、三社に対し STACIA カード会員規約、PiTaPa 会員規約、三井住友カード会員規約、各会員規約・特約に付随する各種規定・特約および本特約を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、三社が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権は三社に属し、三社は会員に本カードを貸与します。

第3条（三社のサービス等の利用）

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
 - (3) 三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、原則としてショッピング利用において本カードをインプリンター加盟店（カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。また本カードで V ポイントは利用できません。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、三社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第4条（PiTaPa 利用に関する会員請求）

PiTaPa 会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条第1項（3）の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から三井住友カード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。

第5条（会員保障制度）

1. 三井住友は、会員が紛失・盗難により本カードが PiTaPa カードとして他人に不正利用された場合、スルットおよび三井住友への通知が行われた場合に限り、当該通知の日から 60 日間に遡って会員が被る本カードの不正利用による損害を補填します。ただし、PiTaPa 会員規約第9条第2項に該当する場合は補填の対象外とします。
2. 会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に三井住友が補填に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第6条（年会費等）

会員は、三社に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条（届出事項の変更）

会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住友に届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、三井住友が通知または公表する方法により遅滞なく三井住友に、また、PiTaPa 機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルットが通知または公表する方法により遅滞なくスルットに届け出るものとします。

第8条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルットおよび三井住友所定のカード再発行手数料をスルットおよび三井住友所定の方法で支払うものとします。

第9条（退会）

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により三井住友に届け出るものとします。
2. 会員は、前項により、三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、各々の会員規約・規定・特約に従い三社すべてから退会となるものとします。

第10条（会員資格の喪失）

1. 三社は、三社各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに三社のうちいずれかに返還するものとします。

2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。
3. ジュニアカードの会員は、「PiTaPa 会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。

第11条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第12条（会員規約・規定・特約の適用）

三社が各々提供するサービス等については、三社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されます。三社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と三社提携によって生じる事項を定めた本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

（2025年6月改定）